

第30回
青森県景観形成審議会
議事録

令和6年7月31日（水）

日 時：令和6年7月31日（水） 午後1時35分から

場 所：新町キューブ3階会議室

出席者：	委員	宮腰	直幸
	委員	夏堀	浩一
	委員	石澤	敏行
	委員	工藤	真人
	委員	木村	公樹
	委員	工藤	雅世
	委員	佐藤	光輝
	委員	村上	早紀子（WEB参加）
	委員	藤村	幸子
	委員	笥	聡史

以上10名出席

【司会】

ただ今から第30回 青森県景観形成審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席賜り誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます青森県都市計画課の花崎と申します。よろしく願いいたします。

まずは、みなさまには当審議会委員をお引き受け頂き、ありがとうございます。また、その後、本日の開催に至るまで、様々なご対応をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

令和8年6月12日までの2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴される方をお願いいたします。

原則として、審議会開会以降の入室及び退出後の再入室は御遠慮くださいますようお願いいたします。

当審議会におきましては、傍聴人の会議中での発言、拍手、写真撮影、録音等の行為その他会議の進行に支障をきたすような行為はお控えくださるようお願いいたします。

それでは今回、任期満了に伴う改選により、お手元の青森県景観形成審議会委員名簿のとおり委員に異動がございました。ここで委員の皆様を御紹介いたします。

お配りしております名簿、席図も併せて御覧ください。

第1号委員は、県議会議員に御就任いただくこととなっております。

今回新任となりました 青森県議会議員 夏堀 浩一（なつぼり こういち）様でございます。

続きまして、第2号委員は、屋外広告業を代表する方でございます。

今回新任となりました 青森県屋外広告 美術業 協同組合 副理事長

石澤 敏行（いしざわ としゆき）様でございます。

続きまして、第3号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

八戸工業大学感性デザイン学部 教授 宮腰 直幸（みやこし なおゆき）様でございます。

一般社団法人 青森県建築士会 副会長 工藤 真人（くどう まひと）様でございます。

今回新任となりました 一般社団法人 日本樹木医会 青森県支部長 木村 公樹（きむら こうき）様でございます。

青森大学 名誉教授 工藤 雅世（くどう まさよ）様でございます。

弘前大学教育学部 准教授 佐藤 光輝（さとう みつてる）様でございます。

福島大学経済経営学類 准教授 村上 早紀子 (むらかみ さきこ) 様でございます。

村上様におかれましては、本日 WEB での参加となっております。

公募により委員に就任されました 藤村 幸子 (ふじむら ゆきこ) 様でございます。

同じく公募により、今回新任となりました 笥 聡史 (かけひ さとし) 様でございます。

また、本日は欠席されておりますが、東京藝術大学 名誉教授 尾登 誠一 (おのぼり せいいち) 様、八戸工業高等専門学校 准教授 馬渡 龍 (まわたり とおる) 様に御就任いただいております。

委員の御紹介は以上でございます。

なお、本日の委員の皆様の出席状況につきましては、委員 12 名のうち、10 名が出席となっております。全委員の 2 分の 1 以上の委員が御出席ですので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは資料を確認させていただきます。

次第、委員名簿、席図

資料 1 青森県景観形成審議会の担当する事務及び組織運営事項

資料 2 青森県附属機関に関する条例

資料 3 - 1 景観行政団体への移行状況について

資料 3 - 2 大規模行為届出件数について

資料 3 - 3 景観形成普及啓発事業について

最後に (参考) 第 29 回青森県景観形成審議会での各委員の御意見についてとなります。

お手元がない資料がございましたら、お知らせください。

それでは、次第の 1、組織会についてです。

今回は、委員の改選後、初めての審議会となりますので、改めて会長及び副会長の選任を行うこととなります。

資料 2 の「青森県附属機関に関する条例」を御覧ください。

条例第 4 条において、会長及び副会長は別表第 1 の選定方法により選任するとなっております、最後のページの別表第 1 において、委員の互選により選任することとなっております。

それでは、委員の皆様から自薦、他薦がありましたら、お願いします。

【石澤委員】

事務局の案があれば御紹介いただければと思います。

【司会】

ただいま、石澤委員から事務局の案について御発言がございましたが、事務局から案がありましたらお願いします。

【事務局】

それでは事務局案を御提案させていただきます。河村前会長からご後任のご推薦をいただいております宮腰委員に会長を、前副会長であり、再任されております佐藤委員に引き続き副会長をお願いしたいと考えております。

【司会】

ただいま、事務局から会長に八戸工業大学感性デザイン学部の宮腰 直幸委員を、副会長に弘前大学准教授の佐藤 光輝委員の御推薦がありました。他に自薦他薦等がございますでしょうか。

推薦等がなければ、宮腰委員に会長を、佐藤委員に副会長をお願いすることで、委員の皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【司会】

ありがとうございます。

各委員に御賛同いただきましたので、宮腰委員に会長を、佐藤委員に副会長をお願いしたいと存じますが、宮腰委員よろしいでしょうか。

【宮腰委員】

了解しました。

【司会】

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、会長に御就任いただきました宮腰委員には、会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、早速でございますが、宮腰会長より一言御挨拶を頂ければと思います。

【宮腰委員】

ただ今、会長を授かりました宮腰でございます。

河村会長からのあとを継ぎまして精一杯務めさせていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

【司会】

次は、「大規模行為部会」に属する委員の指名となります。

資料2の「青森県附属機関に関する条例」を御覧ください。

県景観条例では、大規模な建築物、工作物等の行為は周囲の景観に大きな影響を与えるため、これら大規模行為に関する景観形成の基準を定めております。

一定の規模を超える大規模行為について事前届出制とし、この基準に適合しているかを審査し、必要な場合は告知または勧告を行います。

「大規模部会」が所掌（しよしょう）する事務は、景観上重要と判断されるこれら大規模行為に関する知事の告知又は勧告に関し意見を答申することです。

部会の委員の指名については、「青森県附属機関に関する条例第13条」において、大規模行為部会に属する委員は、7名以内で会長が指名することとなっております。

それでは、会長、指名をよろしくお願ひいたします。

【宮腰会長】

大規模行為部会については、これまで6名の委員を指名してきたところであります。今回の改選では、4名が再任されています。

本任期においては、委員の専門分野等を勘案しまして大規模行為部会の委員の指名については、前回部会委員でございました、

工藤真人（くどう まひと）委員

工藤雅世（くどう まさよ）委員

佐藤（さとう）委員と私の4名に

新たに、木村（きむら）委員、藤村（ふじむら）委員を加えた

6名に部会委員をお願いしたいと思います。
皆様よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【宮腰会長】

次に部会の部会長についてですが、「青森県附属機関に関する条例第13条」におきまして、部会に属する委員の互選による選任となっております。ただいま指名しました部会の委員の皆様から自薦、他薦がありましたら、お願いします。

【工藤真人委員】

部会長は前回から引き続きまして、佐藤委員にお願いするのがよろしいかと思えます。

【宮腰会長】

ただいま、工藤委員から部会長に佐藤委員の御推薦がありました。他に自薦他薦等はございますでしょうか。

推薦等がなければ、佐藤委員に部会長をお願いすることで、部会委員の皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【宮腰会長】

ありがとうございます。

各委員に賛同をいただきましたので、佐藤委員に部会長をお願いしたいと存じますが、佐藤委員よろしいでしょうか。

【佐藤委員】

了解しました。よろしく申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。

「大規模行為部会」の委員に指名された方々につきましては、よろしく願いいたします。組織会は以上となります。

それでは、このあとの進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、宮腰会長、引き続きよろし

くお願いいたします。

【宮腰会長】

はい。それでは、規定により議長を務めさせていただきます。
最初に慣例により、私から議事録署名委員2名を指名させていただきます。
今回は、石澤委員と木村委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【両委員】

はい。

【宮腰会長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
それでは、次第の2. 県からの情報提供に入ります。
最初に、景観行政団体への移行状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(「参考」について御確認のお願い)
(「資料3-1：景観行政団体への移行状況について説明 省略)

【宮腰会長】

ありがとうございます。
ただ今の説明に関しましてご質問、御意見等ありましたらお願いします。

【木村委員】

今の説明の中で、弘前市の景観重要建造物が4件指定されていたようですが、
建造物以外で樹木も指定できるようですが、景観重要樹木の指定もありますで
しょうか？

【事務局】

むつ市も景観行政団体になっておりますが、むつ市では银杏木のオオイチョ
ウなど、4本の樹木が景観重要樹木に指定されております。

【木村委員】

分かりました。
これら指定されたものはどのように確認できますでしょうか？

【事務局】

これらはむつ市のHPで確認することができます。

【木村委員】

分かりました。ありがとうございます。

【宮腰会長】

では続きまして大規模行為届出件数について説明をお願いします。

【事務局】

(「資料3-2：大規模行為届出件数について」を説明。省略)

【宮腰会長】

ありがとうございます。

ただ今の説明に対して御質問、御意見等ありましたらお願いします。

【工藤真人委員】

洋上風力は、大規模行為に該当するものか？これも海の景観に非常に関わるものではないかと思う。

【事務局】

青森県の県土に立つものが対象という考え方によりますと、洋上は青森県の外になりますので、大規模行為の対象外になるという考えになります。

【工藤真人委員】

洋上風力の景観に対する影響について制限等もなく、自由にやっつけていいということになるのでしょうか？

【事務局】

洋上風力と陸上風力の違いとして、海上はそれぞれ地方の土地ではないので、洋上風力は国が率先して事業者を募って計画を立てて実施するという形になっています。

また、今回の御質問に関しては大きく分けて、景観と大規模行為に分かれると思います。

景観に関しては、県で定めている「ふるさと眺望点」といった観点からの見え方の場合は県から事業者に意見を述べることができます。

大規模行為としての届出の対象になるかということ、先ほど担当が申したとおり、審査の対象外になるということです。

【工藤真人委員】

審査の対象外になるということは、やりたい放題ということにならないのか？

【事務局】

今回は大規模行為の話として、陸の上は大規模行為が必要。洋上は必要なし。陸上の風力発電に関しては、環境アセスメントのも整っておりまして、それも国の方で事業者を募っていて、国で事業を進めております。

【工藤真人委員】

大規模行為は置いておいて、景観だけにスポットを当てると洋上風力も対象となるという理解でよろしいでしょうか？

【事務局】

そうなります。

【会長】

ありがとうございます。他に御意見はありますか？

【工藤雅世委員】

たとえば、国から、「この洋上風力の設置について審査中だが、地元の事は地元が把握しているという観点から設置した場合、何か問題は無いか」などのお問い合わせを受けたことはございますでしょうか？

【事務局】

洋上風力事業に関する情報は都市計画課には入ってきていない状況です。

我々が知りうる範囲では、県沖の南側と北側が有望な区域になっているようで、むつ湾は有力な候補地（準備区域）という意味では国の検討の対象となっているのではと考えます。

【宮腰会長】

はい、ありがとうございます。他に何かございませんか？

資料4で令和3年度以降、土地の形質変更が大幅に増えているようですが、理由が分かれば教えていただければと思います。

【事務局】

昨年度、土地の形質変更67件のうち46件が風力発電設備に関わるものでした。基本的に土地の形質の変更の伴う150m程度（規模の大きい）の風力発

電の設置が多かったことによります。

【会長】

はい、ありがとうございます。他に何かございませんか？
では続きまして景観普及啓発事業について説明をお願いします。

【事務局】

(「資料3-3：景観普及啓発事業について」を説明。省略)

【宮腰会長】

ありがとうございます。
ただ今の説明に対して御質問、御意見等ありましたらお願いします。

【筧委員】

景観学習教室は小学生だけでなく、中学、高校、大学生や大人向けの座学や町歩きのイベントは過去にやられたことはあったのか？また今後やる予定はないか伺いたいです。

【事務局】

景観学習教室は小学生を対象にしておこなっております、その他については実施した実績はありませんが、そのほかの取組で、「景観アドバイザーの派遣制度」があり、景観学習教室の講師をやられている方に団体や、景観計画を作る際、地方自治体が専門家の意見を伺いたいとき景観についてアドバイスをいただくことができる制度があり、御活用いただいております。

【宮腰会長】

ありがとうございます。他に何かありますでしょうか？

【藤村委員】

10年前にまちづくりの塾生の会というものを作ったときに北原先生をお招きして、景観で八戸の町中を歩いてCDに起こした記憶があります。すごく楽しかったんですけども。

景観学習の応募者は全部実施できているんでしょうか？

【事務局】

応募があった小学校は全て実施しております。
今年度も脇野沢小学校に応募していただき、三戸小学校もこれから実施する予定となっております。

【藤村委員】

素晴らしい活動なので、私も八戸に住んでいるが、八戸の子どもたちにもやらせたいと感じましたので、どんどん進めていただければ嬉しいです。子どもの為にも大人の為にも。

【宮腰委員長】

ほかに御意見等ありますでしょうか？

【夏堀委員】

初めてこの会に参加させていただきましたが、景観学習教室は素晴らしい取組と思います。実施してかなり経っていますが、過去に学習教室を開いて、その後どのようなになったかという現在の状況は把握しているのでしょうか？

【事務局】

過去に景観学習教室を実施した学校では、そのあとどうなったかについては、こちらでは把握はしていない状況です。

教員の方の負担が大きいというのが最近多く聞こえますが、昨年度に実施した内容で、次の年もやってしまおうかというところもあるようで、なかなか新規に景観学習教室に取り組んでくれるところが少なく、個別に PR をして取り組んでいる状況です。

【夏堀委員】

このような活動は地道なのですが、教育委員会の問題があると思う。担当の先生や校長先生の考え方で温度差が非常に激しいのが学校教育現場と認識をしている。(景観学習教室は)非常に良い取組だから、先ほど(筧委員から)高校生や大学生、一般社会人にもという話がありましたけども、景観形成というのは継続していく事が非常に大事なんだろうと思います。繰り返し繰り返しで地域を新たに発見していくというまちづくりの大きな一つの力になっていくと感じますので、単年度的に事業を消化するという考え方ではなく、継続的に何か出来る、そしてその結果がどんどん大きくなって、景観が良くなっていくような方向に移行していくようなまちづくりになれるような仕組み作りになれば面白いのかなと思う。

景観を大事にするということは、県民にとっても非常に大事なことだと思います。是非、継続的にお願いしたいと思います。

【宮腰会長】

ほかにございますでしょうか？

最後の次第その3になりますがそのほかございましたら事務局から願います。

【事務局】

まずは先ほどの洋上風力の補足させてください。

地上の風力については電気事業法によるものの場合、建築基準法による審査は不要になっています。なお洋上風力について、浮く形の洋上風力に関しては、建築基準法が適用除外となっています。浮かないもので、確認申請の審査が不要なものも審査は経済産業省の方で一本化されていますが、建築基準法の基準は適用されています。

海中にある風車でも、電気事業になる前の風況観測塔を事業実施前に必ず設置します。であれば、浮いていない限り確認申請が必要になる場合があります。

その他の情報提供について、ゾーニングについて、県の環境部局の方で今年度、自然環境と再生可能エネルギーが持続可能な形で共存共栄していくためのルールが必要であることなどから「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議」というものを開催しております。

5月29日に開催した有識者会議においては、自然環境と再生可能エネルギーとの共生制度のたたき台を公表しまして、広域的な視点から守るべき環境を保全する「ゾーニング」という考え方と、地域の視点から守るべき環境を保存するための「合意形成手続き」により、再エネの導入を円滑に進める方針としており、景観の観点からは有識者会議で説明してほしいとのことで、「尾登委員」がオンラインで講義をおこなっていただいたほか、前回、第29回の当審議会でも話題になった、「みちのく風力計画」についての話しを引き合いに、地元へのしっかりした事前説明や信頼関係が大事という意見がありました。

これからも有識者会議は今後も引き続き開催されますので、有識者会議で何らかの形ができましたら、また皆様のほうへ御報告したいと考えております。

【宮腰会長】

ただ今は現時点での情報提供していただきました。

今後も情報提供があるということでその際、確認願います。

本日の次第は以上になりますが、御意見のある方は願います。

【工藤雅世委員】

感想と情報提供を1点ずつ僭越ながらさせていただきたいと思います。

本日は皆様と景観に関する基本をレビューすることができまして嬉しゅうございました。

資料を拝見し、しみじみ思ったことがございます。アスパムのことです。アスパム建設の検討時に、本日の資料の内容に関する合意や、このような話し合いの場があれば、アスパムの建つ位置は違った形になったんではと思います。

青森市の地域としての固有価値の一つは海だと捉えております。海があって発展してきた地域だからです。

「ある広さを持った空間のどこに何を配置するか」ということを平面デザインと言います。この平面デザインにおいて、アスパムを、新町方面から海が見えるように、もう少しずらして配置していればよかったと思います。

太陽の位置によりますが、アスパムが無かった時は新町から、海と海を照らす夕日が見えました。しかし、アスパムが出来たために、海が存在を感じられない。特に外から来た方は分からないと思います。(新町から)歩いて5分で海。しかも本州北端の海という価値ある海なんだ、その先は北海道なんだということを知らずに終わってしまうのは、大変もったいないなと思います。

景観法が施行される前ですし、「時代」ということも影響したのでしょうが。

地域の固有価値を大切にした都市計画で知られるテネシー州のチャタヌーガのように、青森市の場合、新町方面から眺めた時、海もアスパムも両方見えるようにする平面デザインを採用すれば良かったのにと、残念だなと思います。

次に、景観学習に関する情報提供でございます。自画自賛っぽくなってしまい恐縮ですが、私の観光学とまちづくりを専門とするゼミは、黒石市にて2004年から取材、勉強させていただいております。2007年2月に黒石市・黒石市教育委員会・青森大学・こみせ保存会の共催により、蔵だった場所で調査報告会を開催いたしました。ゼミ生が景観という観点、まちづくりという観点から、こみせ通りを中心に調べさせていただき、考えたことに基づく結論・提言を、当時の鳴海市長と市民の方々にご報告いたしました。

このようなことを大学生も行っております。少しずつ少しずつ青森県も美しい町が、村が増えていくといいなと思っております。

【宮腰委員】

ありがとうございました。

一番最初のスライドで富士山の話がありましたが、それともちょっと通じるような話かと思えます。時代の変化というものもあります。まちづくりのテーマを形成する際にそうした議論も活発になればいいと感じました。

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか？

【木村委員】

今回初めてということで、事前に資料を見てきたんですけど、審議会の役割の中で景観形成基本計画の決定及び変更というのがありまして、景観計画の基になったり、審議会の意見聴取の中で大事な位置にあると思うが、「景観形成基本方針」をインターネットやHPで調べたんですけど、どうしても見つからず、この計画は、決定した時点で速やかに公表するものとなっていて、決定した時点では公表したかもしれないんですけど、また見られる状態にしてほしいなと思います。

【事務局】

「景観形成基本方針」これについては、今回の資料でもお配りしておりませんでした。

HP等でも見られるようにしておきます。

【宮腰会長】

ほかにありませんでしょうか？

では、これで議事の方を終了したいと思います。

進行を事務局の方へお返しいたします。

【事務局】

委員の皆様方には、長時間にわたりまして、また、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして、第30回 青森県景観形成審議会を閉会いたします。

次回の審議会の開催については今のところ未定ですが、審議案件等ありましたら、開催の御案内を差し上げさせていただきます。

本日は、お忙しいところ誠にありがとうございました。